



た。本ガイドラインは、文章生成 AI とは何かというところから、文章生成 AI を扱う際に注意すべきこと、プロンプトと呼ばれる AI への質問の仕方等について説明をしたものとなっています。現在サービスの利用状況としては全体の 1 割程度となっていることから、本ガイドラインを参考に各部署において生成 AI の活用をお願いします。ガイドライン策定後も随時見直しを図っていくため、職場での活用の好事例等があれば情報政策課に情報提供をお願いします。

市長 続いて、報告事項 3「令和 6 年度狛江市新たな住民税非課税等世帯に対する給付金について」を報告してください。

部長 支給対象者は、令和 6 年 6 月 3 日時点で、狛江市の住民基本台帳に記録されている者であって、新たに市町村民税が非課税等となる世帯の世帯主です。ただし、住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。支給額は 1 世帯当たり 10 万円とし、こども加算の要件を満たす場合は、こども加算の対象児童数に 5 万円を乗じた額を加えた金額を支給します。支給対象者に対し、7 月上旬に確認書を順次送付します。支給希望者は確認書を提出又はオンラインフォームから申請いただきます。ただし、令和 6 年 1 月 2 日以降に転入した方のいる対象世帯又は世帯全員が令和 5 年 1 月 2 日以降に転入した対象世帯の場合は確認書が送付されないため、コールセンターへ問合せの上、申請書類を取り寄せていただきます。本事業の問合せについては、専用のコールセンターを設置し、土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで受け付けます。

市長 続いて、報告事項 4「特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況及び女性の職業生活における活躍に関する情報の公表について（令和 5 年度実績）」を報告してください。

部長 まず狛江市特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況についてです。公表は、これまで同様各特定事業主の連名で行います。令和 5 年度は、令和 4 年度の取組を継続しながら、職員の仕事効率やパフォーマンスがより向上する取組を実施することができました。2.（2）実施状況を御覧ください。まず、（ア）職業生活に関する理解促進のための研修実施についてです。令和 4 年度に引き続き、ハラスメント防止研修（管理職向け・一般職向け）の実施や、人権・男女共同参画研修の実施、研修所における男女共同参画研修への職員派遣に加え、令和 5 年度は幹部職員向けにハラスメント防止研修を実施しました。続いて（イ）職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境整備についてです。時差勤務取得の柔軟化、年次有給休暇に係る時間単位の取得上限撤廃、在宅勤務等の柔軟な働き方の運用、特にサテライトオフィス等の職場の選択肢を拡大、WEB 研修等の遠隔会議手法の推進等を行い、職

業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境を整えました。続いて、3. 次世代育成支援対策推進法に基づく第2期狛江市特定事業主行動計画における成果指標の変化についてです。まず、次世代育成支援対策推進法に係る特定事業主行動計画の目標値として、男性の育児休業の取得率は、目標値40%に対して、81.8%（9/11人）となりました。引き続き休暇、休業を取得しやすい職場環境の醸成に協力をお願いします。また、年次有給休暇の職員1人当たりの平均取得日数は、目標値13日に対して、14.1日となりました。在宅勤務や時差勤務等の制度により、職員個人個人の多様な働き方に対応できた結果として、平均取得日数は対前年度比で1.6日増加しました。続いて、職員1人当たりの時間外勤務平均時間数については、目標値100時間に対して、116.6時間と対前年度比2.9時間減少しました。職員の健康管理の面からノー残業デー及び絶対退庁時間を引き続き遵守いただくようお願いします。また、休日出勤をする際は、特別の事情がある場合を除き、当該週で振替休日を取得するよう、改めて周知徹底をお願いします。

次に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく狛江市特定事業主行動計画における成果指標についてです。係長職以上の職員から構成される「各役職段階にある職員」に占める女性職員の割合は、目標値35%に対して、令和6年4月1日時点での実績は27.9%と令和5年度の26.9%から1.0%増加しました。女性職員が占める割合は主事職の職員が61.0%（令和5年度64.4%）、主任職の職員が61.3%（令和5年度58.0%）であるため、今後も主事・主任職を中心として、長期的視点で係長職以上の職責を担える女性職員の育成に、全庁的に取り組んでいただきたいと思います。

2点目は、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表についてです。公表内容は、「採用した職員に占める女性職員の割合」、「平均継続勤務年数の男女差」、「管理的地位及び各役職段階にある職員に占める女性職員の割合」、「男女別の育児休業取得率及び平均取得期間」、「男女別の育児休業の取得期間の分布」、「男性職員の出産支援休暇及び育児参加休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況」及び「職員の給与の男女の差異」とし、各項目の実績値については、資料のとおりです。本内容については、庁議終了後に市ホームページで公表します。

市長 続いて、報告事項5「ハラスメントに関する相談件数等（令和5年度）について」を報告してください。

部長 狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例第11条第2項及び狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、令和5年度におけるハラスメントに関する相談件数等について資料のとおり報告します。はじめに、「ハラスメントに関する相談件数について」

です。こちらは、ハラスメントの種別を6項目別にし、内部相談窓口と外部相談窓口の相談件数をそれぞれ記載しています。令和5年度は、全体で12件の相談がありましたが、1件の相談内容が複数の種別を含む場合、含まれる種別それぞれに計上されるため、各種別の件数の合計13件となっており、相談数の12件より多くなっています。件数の分類は、相談者本人の申し出によるものです。それでは、ハラスメントの種別ごとに件数等を報告します。まず、セクシュアル・ハラスメントについては、相談がありませんでした。パワーハラスメントについては、内部相談窓口で3件、外部相談窓口で6件の相談がありました。内部相談窓口の3件のうち2件については、相談者からの求めにより、対応と手続きについて説明しました。他1件及び外部相談窓口で相談のあった6件については、市への対応の求めがありませんでした。モラル・ハラスメント及びマタニティハラスメントは、相談がありませんでした。その他ハラスメントについては、外部相談窓口で2件の相談がありましたが、市への対応の求めがありませんでした。その他ハラスメントに含まれない問題については、内部相談窓口で1件、外部相談窓口で1件の相談がありましたが、いずれも市への対応の求めはありませんでした。なお、外部相談窓口については、委託業者の設定する分類上にモラル・ハラスメントに関する項目がなく、その他の項目に集計されるため、ハイフンとしています。相談者から市への対応の求めがあったものに対する職員課の対応内容としては、周囲への聞き取りや相手方への注意等です。また、資料には記載がありませんが、相談者から見た相手方との関係性については、外部相談窓口で寄せられた相談は、全て市への求めがないことから内容が不明ですが、内部相談窓口で寄せられた4件については、他部署の職員等が2件、上司、同僚がそれぞれ1件となっています。

続いて、「狛江市ハラスメント苦情処理委員会の開催回数」です。令和5年度は7月6日に、令和6年度は6月19日に開催しましたが、いずれもハラスメントの具体的な相談案件に関する苦情処理等の調査、審議はなく、相談件数の実績やハラスメント防止に係る取組等について報告し、最近の社会情勢を踏まえた意見交換を行いました。苦情処理委員会からは、相談件数について、令和4年度の24件から令和5年度の13件まで減少したことは良いことのように思うが、相談にまでは至らないケースもあり、成果があがっているかどうかは慎重に考えなくてはならないとの意見や、コロナ禍が終わり、人と接触する機会が増加したため、上司、部下及び同僚との信頼関係の構築がより大切ではないかとの意見がありました。最後に、「懲戒処分の有無及び処分内容」についてですが、ハラスメント行為に起因する懲戒処分はありませんでした。組織としては、引き続きハラスメントの防止に努めることはも

ちろん、相談者からの求めがあった場合は、丁寧な対応を心がけていきます。公表については、広報こまえ 7 月 1 日号及び市ホームページで行います。

市 長            その他ありますか。

部 長            令和 6 年度市民プールについてです。令和 6 年度の市民プールは、7 月 12 日から 9 月 2 日までの実施を予定していますが、近隣の公営プールである調布市民プールが劣化度調査のため開放が中止となり、狛江市民プールへの来場者が例年より多くなることが予想されます。そのため、混雑が予想される土日祝日の開放については整理券の配布を行い、利用者の安全が確保できるよう運営をしていきます。整理券の配布に係る市民への周知は、広報こまえ 7 月 1 日号で告知するほか、体育館公式 LINE 等で情報提供を行う予定です。

市 長            他にありますか。

部 長            庁舎見学についてです。6 月 24 日に狛江第三小学校及び狛江第五小学校の児童が市役所の庁舎見学を行い、市長室の見学や議長に議場を案内いただきました。協力いただきありがとうございました。

市 長            他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、7 月 2 日午前 9 時 00 分から開催します。